

令和8年度事業計画書

(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

はじめに

(環境認識)

少子化に伴う学校給食人口の減少が続く。

1 令和7年度愛媛県内公立学校給食実施状況調査から

愛媛県教育委員会が令和7年5月1日現在で実施した標記調査の結果は、次のとおりであった。

| 区分 | 総数 | | 実質総数 | 完全給食 | | 捕食給食 | | ミルク給食 | | 計 | | |
|------------|------|--------|------|--------|--------|---------|-----|-------|-----|-------|--------|---------|
| | うち休校 | | | 実施数 | 実施率 | 実施数 | 実施率 | 実施数 | 実施率 | 実施数 | 実施率 | |
| 小学校 | 学校数 | 271 | 9 | 262 | 261 | 99.62% | 0 | 0.00% | 0 | 0.00% | 261 | 99.62% |
| | 児童数 | 59,154 | | 59,154 | 59,149 | 99.99% | 0 | 0.00% | 0 | 0.00% | 59,149 | 99.99% |
| 中学校 | 学校数 | 123 | 0 | 123 | 121 | 98.37% | 0 | 0.00% | 0 | 0.00% | 121 | 98.37% |
| | 生徒数 | 30,865 | | 30,865 | 30,835 | 99.90% | 0 | 0.00% | 0 | 0.00% | 30,835 | 99.90% |
| 中等教育 学校 | 学校数 | 3 | 0 | 3 | 3 | 100.00% | 0 | 0.00% | 0 | 0.00% | 3 | 100.00% |
| | 生徒数 | 910 | | 910 | 910 | 100.00% | 0 | 0.00% | 0 | 0.00% | 910 | 100.00% |
| 特別支援 学校 | 学校数 | 10 | 0 | 10 | 10 | 100.00% | 0 | 0.00% | 0 | 0.00% | 10 | 100.00% |
| | 児童等数 | 1,448 | | 1,448 | 1,427 | 98.55% | 0 | 0.00% | 0 | 0.00% | 1,427 | 98.55% |
| 計 | 学校数 | 407 | 9 | 398 | 395 | 99.25% | 0 | 0.00% | 0 | 0.00% | 395 | 99.25% |
| | 児童等数 | 92,377 | | 92,377 | 92,321 | 99.94% | 0 | 0.00% | 0 | 0.00% | 92,321 | 99.94% |

(注)

- 1 調査対象は、週3回以上学校給食を実施している学校とする。
- 2 学校給食の形態区分については、学校給食法施行規則第1条の定義に従い、当該学校における主たるものをとっている。
- 3 「総数」の欄以外の児童等数については、5月1日現在において実際に給食を受ける人数を記入している。(食物アレルギー等により受ける予定のない人数は含めていない。)
- 4 「総数」の欄には5月1日現在の学校基本調査の学校数、児童・生徒数の総数を記入している。完全・捕食・ミルク給食の合計ではない。

この調査結果は、国立校・私立校を含まず、教職員数を含まないため、当法人の事業対象と一致しないが、事業対象規模の推移を知る上で参考とすべきものである。

なお、近年における調査結果の推移は、次の表のとおりである。

| 区分 年度 | 公立学校給食完全実施校 | | |
|----------|-------------|----------------|-------------|
| | 実施数計(人) | 対前年度 増減数(人) | 対前年度 増減率 |
| 令和2年度 | 101,356 | ▲1,145 | ▲1.12% |
| 令和3年度 | 100,353 | ▲1,003 | ▲0.99% |
| 令和4年度 | 98,814 | ▲1,539 | ▲1.53% |
| 令和5年度 | 96,841 | ▲1,973 | ▲2.00% |
| 令和6年度 | 94,821 | ▲2,020 | ▲2.09% |
| 令和7年度 | 92,321 | ▲2,500 | ▲2.64% |

直近3年間の平均減少数2,164人、平均減少率2.24%となる。

2 学校給食用牛乳供給実績から

四国乳業株式会社が提供する学校給食用牛乳は、完全給食・捕食給食・ミルク給食のいずれの給食形態に対応しているとともに、国公立を含む点、さらに教職員数を含む点において、県内学校給食人口に最も近似する値が得られると考えられる。供給人員を集計した結果は、次の表のとおりである。

| 供給区域(注) | | 令和6年度 供給人員A(人) | 令和7年度 供給人員B(人) | 増減(人) (B-A) |
|---------|------------------|-------------------|-------------------|----------------|
| No. | 市町名 | | | |
| 1 | 四国中央市 | 6,707 | 6,372 | ▲335 |
| 2 | 新居浜市 | 9,993 | 9,639 | ▲354 |
| 3 | 西条市 | 8,924 | 8,710 | ▲214 |
| 4 | 今治市・上島町 | 12,320 | 11,872 | ▲448 |
| 5 | 松山市北部 | 19,266 | 18,876 | ▲390 |
| 6 | 松山市南部・東温市 | 26,417 | 26,020 | ▲397 |
| 7 | 伊予市・松前町・砥部町 | 7,543 | 7,485 | ▲58 |
| 8 | 久万高原町・大洲市・内子町 | 4,929 | 4,716 | ▲213 |
| 9 | 八幡浜市・伊方町・西予市 | 5,409 | 5,240 | ▲169 |
| 10 | 宇和島市・鬼北町・松野町・愛南町 | 6,979 | 6,724 | ▲255 |
| 合計 | | 108,487 | 105,654 | ▲2,833 |

注 1 今治市、松山市及び宇和島市の供給人員には、それぞれ愛媛県立今治東中等教育学校、松山西中等教育学校、宇和島南中等教育学校の前期課程の供給人員を含む。

注 2 愛南町の供給人員には、高知県宿毛市愛媛県南宇和郡愛南町篠山小中学校組合立の小中学校の供給人員を含む。

本県における令和7年度供給人員105,654人と、上記1の学校給食実施児童生徒数92,321人との差13,333人が、教職員数等の近似値であると考えられる。

なお、令和6年度から令和7年度にかけての供給人員の減少数は、2,833人で、減少率

は2.61%となっている。

以上のように、当法人の公益目的事業の規模を示す学校給食人口は、継続的に減少しており、その減少分を公益目的事業に係る計画及び収支予算に反映させるとともに、その減少分を補うべく、積極的な入札対応を実施するとともに、営業強化を図る体制を整える必要がある。

(基本方針)

令和8年度に向けては、次のことを軸に事業計画を策定した。

- 1 定款及び諸規程に沿って、適切に業務を遂行するとともに、公益法人としての自覚のもとに、当法人の目的を達成するため、引き続き、学校給食用物資の安定的供給と学校における食育の推進の支援に努める。
- 2 児童生徒数が減少するとともに、給食用一般物資調達において入札制度が普及してきたことにより、当法人は極めて厳しい競争環境に置かれ、近年、大きくその取扱高を減少させてきており、そのことが収益悪化の最大の要因となっている。このため、今後とも、引き続き積極的な入札対応を実施するとともに、営業強化を図る体制を整える。また、あらゆる事務・事業における徹底した合理化・効率化と節約を進めることにより、安定的な法人運営に向けて収支改善対策の実施を継続していく。
- 3 児童生徒数の減少が公益目的事業の相対的なコスト高につながっていることから、既存の保育所等の社会福祉施設において、引き続き取扱高を増やすことを重点に置き、事業展開を図るとともに、高校給食についても取扱高を増やすことに向け積極的に取り組んでいく。

(事業の概要)

I 公益目的事業

1 学校給食用物資の安定供給に関する事業

(1) 基本物資の安定供給

ア 米

米については、地産地消の観点から、東予・中予・南予の地域産米を各地域内の学校に対して供給することを基本とし、均質性・平等性を確保するため、地域産米の規格と価格は、県内同一とする。

その一方で、「地元市町産米を使いたい」という要請にも柔軟に対応するとともに、地域産米と地元産米を合わせ、19市町に学校給食米を供給する。

また、炊飯施設のない学校に対しては、当法人の委託炊飯施設から炊きたての米飯を供給する。

イ パン

パンについては、均質性・平等性を確保するため、輸入小麦粉を使ったコッペパンを標準パンとし、40gから80gまで10g刻みの量目規格ごとに県内同一価格とする。

一方、地産地消の観点から、県内産裸麦粉や米粉を使ったパンを、「えひめの多様化パン」として学校が選択できるようにするとともに、特に米粉パンについては、PB商品として開発した愛媛県産米粉(各市町産)を使用したものの供給にも対応していく。

令和8年度における標準パン及び多様化パンの配合割合は、次の表のとおりとする。

なお、学校給食用パンについては、安定的かつ継続的に安全安心なパンを県内7箇所
の委託加工工場から供給する。

(主要原料である小麦粉等の重量を 100 とした場合の割合)

| 種 類 原材料 | コ ッ ペ パ ン | 裸 麦 粉 パ ン 20 | 裸 麦 粉 パ ン 100 | 米 粉 パ ン |
|---------------|-----------------------|-----------------------------|------------------------------|------------------|
| 小 麦 粉 | 100 | 80 | | |
| 裸 麦 粉 | | 20 | | |
| 裸 麦 ミ ッ ク ス 粉 | | | 100 | |
| 米 粉 ミ ッ ク ス 粉 | | | | 100 |
| 水 | 60 | 64 | 80 | 70 |
| シ ョ ー ト ニ ン グ | 6 | 6 | 6 | 6 |
| 脱 脂 粉 乳 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| 佐 藤 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| イ ー ス ト | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 塩 | 1.8 | 1.8 | 1.8 | 1.8 |

- 注 1 「裸麦粉」は、県内産裸麦マンネンボシを製粉したものである。
 2 「裸麦ミックス粉」は、県内産裸麦マンネンボシを製粉したもの 80 に対しグルテン 20 を添加したミックス粉である。
 3 「米粉ミックス粉」は、国内産米粉 80 に対しグルテン 20 を添加したミックス粉である。

ウ 牛乳

牛乳の価格には、輸送費が含まれるため、生産地から遠ければ遠いほど高額になる。しかしながら、愛媛県畜産課では、学校給食用牛乳供給価格を県内同一にするために、次の方法を採用している。

- まず、県内を 10 地区に分けた上で、地区ごとの学校給食用牛乳の納入価格（単価）を競争入札に付して、供給事業者工場を決定する。
- 地区ごとに、年間供給予定本数に落札単価を乗じて、年間供給予定額を算出するとともに、県内の総供給予定額を総供給予定本数で除する（加重平均する）ことで、県平均供給価格を得る。

令和 8 年度における供給業者（四国乳業株式会社）、供給価格（保護者負担額の算定基礎となる県平均供給価格 69.34 円）について、愛媛県農林水産部長通知があった。

- 供給業者は、自社の配送ルートで学校に牛乳を配送し、毎月、納入通知書を学校に届け、学校からは牛乳受領確認書を受領して、同確認書記載の数量に基づく牛乳代金を当法人に請求し、当法人はこれを支払う。
- 当法人は、あらかじめ学校給食の設置者の委任を受けて、供給業者との間で学校給食用牛乳売買契約を締結し、知事が定めた県内同一の供給価格（69.34 円）から、独立行政法人農畜産振興機構が交付する補助金の牛乳 1 本当たりの暫定単価（0.42 円）を減じた額（68.92 円）を暫定供給価格（保護者負担額）として、県内くまなく供給する。

○ 年度末に年間の総供給本数が確定した時点で、牛乳1本当たりの補助金単価が確定するのを待って、年間供給額の清算を行う。

エ みかん果汁

調理用みかん果汁については、温州みかん・オレンジのミックス果汁(800ml)を、
 飲用みかん果汁については、温州みかん・いよかんのミックス果汁(125ml)を、い
 ずれも県内同一価格で供給する。

オ その他の基本物資

アルファ化赤飯、精麦及び関税免除措置を受けた輸入脱脂粉乳(主としてパン材料
 になる。)を、県内同一価格で供給する。

(2) 一般物資の安定供給

常温保存食品及び冷凍保存食品合計で377品目を、所有している冷凍配送車5台で、
 県内各地へ県内同一価格で供給する。

(3) 学校給食用パンの品質調査

毎学期1回、抜取試料である学校給食用パン(コッペパン)を持参した学校関係者立
 会のもとで、次の表に掲げる各要素について品質調査を実施する。

| 評 点 | | | | | | | | | | | |
|--------|-------------|--------|--------|--------|-------------|--------|--------|--------|----|--------|-----|
| 外 観 | | | | | 内 相 | | | | | | 合計 |
| 焼 色 | 形 均 整 | 皮 質 | 体 積 | 小 計 | す だ ち | 色 相 | 触 感 | 香 り | 味 | 小 計 | |
| 10 | 5 | 5 | 10 | 30 | 10 | 10 | 15 | 10 | 25 | 70 | 100 |

(4) 物資選定委員会の運営

理事会の諮問機関として設置している物資選定委員会を、1学期及び2学期に開催
 し、諮問対象物資について、価格・調理性・嗜好性・栄養価等の基準に則って選定した
 後に、当法人の取扱物資として登録する。

(5) 価格情報の開示

基本物資の価格は、当法人の運営原資となる事務費等の積算根拠を添えて、あらかじ
 め愛媛県教育委員会に通知するとともに、市町教育委員会に対して通知する。

2 学校における食育の推進の支援に関する事業

(1) 学校給食関係者を対象とした研修会の開催

ア 栄養教諭・学校栄養職員研修会

学校給食栄養管理者である栄養教諭及び学校栄養職員が食育推進等の知識・技術の

習得及び資質の向上を図る研修会を、愛媛県学校給食総合センターにおいて開催する。

イ 学校給食調理従事職員研修会

学校給食調理従事職員の衛生管理、食育推進等の知識の習得及び資質の向上を図る研修会を夏季休業中に東予・中予・南予の3会場において開催する。

(2) 食育教材の無償貸与

学校に対して、スライド、紙芝居、DVD等の食育教材の無償貸与を行う。

(3) 所有施設の無償貸与

栄養教諭等学校給食関係者に対し、愛媛県学校給食総合センターの2階調理実習室及び研修室の無償貸与を行う。

(4) 学校給食用物資・食育関連情報の収集と情報提供

ア 学校給食用物資に関する情報開示

学校給食用物資について、多岐にわたる詳細な資料を収集し、それらのうち、名称、銘柄、製造者、工場所在地、内容量、価格（外税）・冷凍食品にあつては調理方法・原材料配合割合・アレルギー物質（対象：28品目）・100g当たり栄養分析結果・備考（調理方法等）の各項目を学校給食用一般物資価格表に掲載して、学校に配布する。

イ 農作物作況に関する情報収集と開示

米・輸入小麦・温州みかん等の主要生産物の生産動向を関係各方面の専門家から収集し、必要に応じて、県・市町教育委員会及び学校に対して提供する。

ウ ホームページの運営

ホームページを運営し、食育関連情報を掲載して提供するとともに、新規取扱物資及び行事食等の食品中の放射性セシウムのスクリーニング検査等の結果を開示する。

(5) 地場産物の利用の積極的推進

ア 地場産物を利用した加工食品の開発

県内産の食材を利用した加工食品は、学校給食の選択肢を増やして献立を豊かにするほか、地域の産業や食文化に触れることのできる「生きた教材」になる。さらに、生産者にとっては、収入の増加や生産性の向上につながるものである。

イ 地場産物の利用割合の増加に向けた努力

県内各地における身近な地場産物の利用を促進する一方で、県全体での地場産物活用割合の増加にも努める必要があり、具体的な推進策の一つとして、「地場産物活用強調月間」（6月・11月）と「学校給食週間」（1月）において積極的な普及活動を実施するとともに、毎月19日の「食育の日」を対象に加え、地場産物活用割合の増加に努める。

(6) 親子を対象とした体験会の開催

学校給食用パンの製造工程を親子で見学することで、学校給食が様々な人々の活動に支えられていることについて理解や感謝の念が深まるとともに、家庭におけるおいしいパン作りのヒントが得られる機会を提供するため、パン委託加工工場において体験会を実施する。

3 学校給食用物資の安全確保及び衛生管理に関する事業

(1) 学校給食用物資の安全性の確認

学校給食用物資については、詳細な安全情報を収集するとともに、特に、食品中の放射性セシウムについては、独自にスクリーニング検査を実施し、安全を確認したうえで、物資選定委員会に諮る。

ア 一般物資の食品中の放射性物質の試験

(ア) 食品中の放射性セシウムのスクリーニング検査（自主検査）

日立アロカメディカル株式会社製フードスクリーニングシステム FSS-101 を使用して、新規取扱物資や行事食等を対象に検査を実施し、その結果を一般物資価格表、ホームページ等で開示する。

(イ) 食品中の放射性物質の試験

上記スクリーニング検査の結果がスクリーニングレベル（50 Bq/kg）を超え、放射性セシウムが基準値（100 Bq/kg）よりも確実に低いと判断できないときには、ゲルマニウム半導体を用いたガンマ線スペクトロメトリーによる試験を愛媛県立衛生環境研究所に委託して実施し、その結果をホームページ等で開示する。

なお、この検査結果が基準値を上回る場合には、当該食品を回収し、取扱いを停止する。

(2) 食品検査の実施

精米については、一般財団法人日本穀物検定協会に委託して品位検査、DNA検査を実施する。

(3) 物資の保管

ア 学校給食用物資の適正保管

常温保存基本物資及び一般物資は所有倉庫で、冷凍保存一般物資は営業倉庫を借りて、適正に保管する。

イ 牛乳・果汁用冷蔵庫の無償貸与

牛乳・果汁用の冷蔵庫（8台）を、要望に応じて、学校に無償貸与する。

(4) 衛生管理の徹底

ア 職員の健康管理に努めて、月例の腸内細菌検査及び冬季のノロウイルス検査の結果を学校に対して報告するなど、食品納入業者としての衛生管理を徹底する。

イ パン委託加工工場及び委託炊飯施設の衛生管理の保持に努める。

学校給食の単独調理場及び共同調理場において、H A C C P (Hazard Analysis and Critical Control Point : 危害分析・重要管理点) の考え方にに基づき実施されている「学校給食衛生管理基準」に準じた「パン委託加工工場衛生管理基準」の適合が今後も適切に保持されるよう指導に努める。

また、原材料検収時に使用する食品用放射温度計及びアルコールによる手指消毒器を引き続き無償貸与して、工場における衛生管理を支援する。

ウ 衛生検査器具の無償貸出及び検査試薬の無償提供

学校及び調理場に対して、衛生検査機器等の無償貸与及び無償提供を行い、衛生教育、衛生管理を支援する。

(ア) 普段の手洗いで洗い残しが多いことを体感できる教材として、手洗いチェッカー（2台）の無償貸与と蛍光ローションの無償提供により、衛生教育を支援する。

(イ) 調理設備・器具の拭取検査結果（微生物の有無）が即座に数値化される拭取検査用A T P検査器具（2台）の無償貸与と検査試薬の無償提供により、調理場の衛生管理を支援する。

(ウ) 菌培養等に使えるふらん器（10台）を無償貸与し、調理場の衛生管理を支援する。

II その他の事業（収益事業）

1 保育所等の社会福祉施設における給食用物資の供給に関する事業

供給する物資は、学校給食用物資と同規格のものを選定し、また、当該物資の選定が学校給食用物資の供給価格の安定並びに安定供給を妨げることがないように、供給価格については、学校給食用物資の価格を下回らないようにする。

保育所給食は、学校給食につながるものであることを踏まえ、給食を実施する保育所を中心に据えつつ、同一経営の高齢者福祉施設や近隣地域の高齢者福祉施設にも事業展開を図るものとする。

(1) 基本物資の供給

ア パンについては、県内7箇所の委託加工工場の生産能力及び輸送能力が相違するとともに、学校給食以外の収入源も様々であるため、新規供給先の開拓に当たっては、各工場が学校給食用パン委託加工工場の指定を返上しないという前提条件のもとに、進めることとする。

イ 精米については、諸般の状況を勘案して対応する。

ウ その他の基本物資の供給は、当面、行わないこととする。

(2) 一般物資の供給

常温保存食品及び冷凍保存食品合計で 377 品目を、所有している冷凍配送車 5 台で、学校給食用物資の価格を下回らない価格で供給するものとする。

2 保育所等の社会福祉施設における食育の推進の支援に関する事業

(1) 食育教材の無償貸与

保育所等に対して、スライド、紙芝居、DVD等の食育教材の無償貸与を行う。

(2) 給食用物資・食育関連情報の収集と情報提供

ア 給食用物資に関する情報開示

学校給食用物資の名称・銘柄・製造者・工場所在地・内容量・価格（外税）・冷凍食品にあつては調理方法・原材料配合割合・アレルギー物質（対象：28 品目）・100 g 当たり栄養分析結果・備考（調理方法等）の各項目について掲載した学校給食用物資価格表を、保育所等に対しても配布する。

イ 農作物作況に関する情報収集と開示

米・輸入小麦・温州みかん等の主要生産物の生産動向を関係各方面の専門家から収集し、必要に応じて提供する。

ウ ホームページの運営

ホームページを運営し、食育関連情報を掲載して提供するとともに、食品検査等の結果を開示する。

3 保育所等の社会福祉施設における給食用物資の安全確保及び衛生管理に関する事業

(1) 給食用物資の安全性の確認

給食用物資については、詳細な安全情報を収集するとともに、安全を確認したうえで物資選定委員会において選定された学校給食用物資を用いる。

(2) 食品検査の実施

食品中の放射性セシウムのスクリーニング検査は、自主検査とし、その他の食品検査については、必要に応じて、信頼できる検査機関に委託して実施する。

(3) 物資の保管

ア 給食物資の適正保管

常温保存一般物資は所有倉庫で、冷凍保存一般物資は営業倉庫を借りて、適正に保管する。

イ 牛乳・果汁用冷蔵庫の無償貸与

牛乳・果汁用の冷蔵庫（8台）を、要望に応じて、保育所等に対して無償貸与する。

(4) 衛生管理の徹底

ア 職員の健康管理に努めて、月例の腸内細菌検査及び冬季のノロウイルス検査の結果を保育所等に対して報告するなど、食品納入業者としての衛生管理を徹底する。

イ 衛生検査器具の無償貸出及び検査試薬の無償提供

保育所等に対して、必要に応じて衛生検査機器等の無償貸与及び無償提供を行い、衛生教育、衛生管理を支援する。

(ア) 普段の手洗いで洗い残しが多いことを体感できる教材として、手洗いチェッカー（2台）の無償貸与と蛍光ローションの無償提供により、衛生教育を支援する。

(イ) 調理設備・器具の拭取検査結果（微生物の有無）が即座に数値化される拭取検査用ATP検査器具（2台）の無償貸与と検査試薬の無償提供により、調理場の衛生管理を支援する。

(ウ) 菌培養等に使えるふらん器（10台）を無償貸与し、調理場の衛生管理を支援する。

<管理部門>

1 評議員会

| 区分 | 予定年月日 | 主な議案・報告 |
|----------|----------|--------------------------------|
| 第16回(定時) | 令和8年6月中旬 | ・令和7年度事業報告及び計算書類等の承認の件 ・その他 |

2 理事会

| 区分 | 予定年月日 | 主な議案・報告 |
|----------|----------|--|
| 第53回(通常) | 令和8年5月下旬 | ・令和7年度事業報告及び計算書類等の承認の件 ・第16回評議員会（定時評議員会）の招集の件 ・その他 |
| 第54回(通常) | 令和9年3月下旬 | ・令和9年度事業計画及び収支予算等の件 ・その他 |